

瀬戸市地域力向上活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市地域力向上プラン（平成19年11月答申）に基づき、市民が主体的に行う地域活動を支援することにより、地域力の向上を促し市民による自助及び共助活動の増進に資するよう瀬戸市地域力向上活動推進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域力」とは、防犯、防災、安全、高齢化、教育、少子化、環境等地域が抱える課題に対して地域住民が関心を持ち、自ら活動に参画し課題解決に向けた安全安心なまちづくりに取り組む総合的な力をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の表に掲げる団体とする。

団体区分	補助対象団体
地域力向上 推進組織 （以下「推進組織」という。）	市が認定した組織かつ地域内の各種団体と連携して地域力の向上と地域課題解決をするための計画（以下単に「計画」という。）の実施又は策定に取り組む組織

(補助対象活動)

第4条 補助の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、次の表に掲げる事業とする。

補助対象活動	補助対象活動内容
地域力向上活動	補助対象団体が計画又は総会等で実施の承認を得た年次計画に基づき、地域力向上のために企画、立案し、実行する活動のうち、次に掲げるいずれかの取組に該当する活動。また、その取組を周知するための活動。 (1) 防犯の強化に関する活動 (2) 災害への準備及び初期対応能力の向上に関する活動 (3) 交通安全に関する活動 (4) 高齢者の生涯現役化に関する活動 (5) 地域住民の知識及び経験の活用に関する活動 (6) 地域における教育及び子育て機能の強化に関する活動

	(7) ごみ、資源リサイクル等の生活環境問題の改善に関する活動 (8) 誰もが安心して住める環境づくりに関する活動 (9) 地域の伝統及び文化の継承に関する活動
地域力向上計画策定活動	計画を策定するために必要な事業及び活動

2 市長は、前項に掲げるもののほか特に適当であると認める活動を補助対象活動とすることができる。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、補助金の交付の決定を行った日の属する年度の4月1日から3月31日までの期間とする。ただし、新規の補助対象団体については、補助金の交付の決定を行った日が1月1日以後の場合は、当該決定の日の属する年度の1月1日から3月31日までの期間とする。

(対象外活動)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、補助の対象としない。

- (1) 特定の思想、政治又は宗教的な活動を目的とする活動
- (2) 国、県、市及び公益法人から他の制度により補助金、助成金の交付又は事業委託を受けている活動。ただし、会計上明確な区分がなされている活動はこの限りでない。
- (3) その他市長が適当でないと認める活動

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 地域力向上活動の初動（同一団体1申請に限る。）において次の表に掲げる対象備品に関する経費

対象備品	補助限度額（円）
パソコン（周辺機器、起動に必要なソフト及びネット接続のための工事費も含む。） プリンタ、プリンタラック、デジタルカメラ一式	200,000

- (2) 活動に使用する消耗品に関する経費（1つの事業における金額の上限は10万円とする。）
- (3) 活動に使用する備品に関する経費（1つの事業における金額の上限は3万円とする。）
- (4) 活動において飲食が必要不可欠であり、かつ、食材等の調達が必要な場合の食糧調達に関する経費（1つの事業における金額の上限は3万円とする。）

- (5) 研修等のための会場借り上げ等に関する経費及び講師への謝礼に関する経費
- (6) ポスター、チラシ等の作成及び印刷に関する経費
- (7) 地域力向上ホームページの運営に必要な通信料
- (8) 視察に関する経費（推進組織構成グループの構成員のみを対象とする視察は、対象外とする。）
- (9) その他市長が補助の対象として認める経費
（補助対象外経費）

第8条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助対象団体の構成員に対する人件費、謝礼等の経費
- (2) 活動を伴わない資機材等を整備又は備蓄するための経費
- (3) 補助対象団体の親睦会、反省会等で飲食を伴う会合の飲食等の経費
- (4) 活動の拠点となる施設の整備（付属部分の修理及び修繕又は造作を加えることを含む）にあたる経費
- (5) 活動の成果が、直接住民に還元すると認められない経費
- (6) その他当該活動の実施にかかる直接経費と認められない経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が補助の対象として認めない経費
（補助金額等）

第9条 市長は、予算の範囲において、第7条に定める経費に対して、次の表に掲げる補助金を交付するものとする。

補助対象団体	補助対象活動	補助率 (%)	年間補助限度額 (円)
推進組織	地域力向上活動及び地域力向上計画策定活動	100	当該年度予算配当額に応じて決定する。

2 補助金の交付額は、補助対象経費の額が、前項の年間補助限度額に満たないときは、当該補助対象経費の額とする。

（補助金交付の申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 瀬戸市地域力向上活動推進補助金申請書（第1号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類
（補助金の申請期間）

第11条 前条に掲げる書類は、次の表に掲げる期間内に市長に提出しなければならない。

補助対象団体	申請期間
--------	------

補助対象となる年度に 計画を策定する推進組 織	推進組織発足後、随時
計画を策定済みの推進 組織	4月1日から6月30日まで

(補助金交付決定)

第12条 市長は、補助対象団体から第10条の規定による補助金の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請の日から30日以内に補助金の交付を決定し、瀬戸市地域力向上活動推進補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助対象団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付することを適当と認めないときは、瀬戸市地域力向上活動推進補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「補助交付決定団体」という。）は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 瀬戸市地域力向上活動推進補助金請求書（第4号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(活動内容変更の承認申請)

第14条 補助交付決定団体は、補助対象活動の内容を変更しようとするときは、瀬戸市地域力向上活動推進補助金変更申請書（第5号様式）を市長に提出し、その内容について承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、瀬戸市地域力向上活動推進補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、当該補助対象団体に通知するものとする。

(活動申請の取下げ)

第15条 補助交付決定団体は、補助対象活動を取り下げようとするときは、瀬戸市地域力向上活動推進補助金申請取下げ書（第7号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の取下げ書の提出があったときは、第12条の瀬戸市地域力向上活動推進補助金交付決定がなかったものとする。この場合において、第13条第2項の規定により交付済みの補助金があるときは、期限を定めて当該補助金の返還を命じるものとする。

(活動実績の報告)

第16条 補助交付決定団体は、補助対象活動が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金交付決定の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、瀬戸市地域力向上活動推進補助金実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助交付決定団体は、本活動に関する経費について明確にし、全ての書類を補助対象活動の完了した日の属する年度終了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、補助交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、第13条第2項の規定により支払った補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命じるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金額の確定及び精算)

第18条 市長は、第16条第1項に規定する書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、瀬戸市地域力向上活動推進補助金確定及び精算通知書（第9号様式）により補助交付決定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、第13条の規定により既に支払った補助金の額に満たないときは、補助交付決定団体に対しその差額について期限を定め、返還を命じ精算するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(平成22年度の特例)

第2条 平成22年度の第10条の申請において、この要綱の施行の際既に補助対象団体が第4条に規定する補助対象活動を行っていると市長が認める場合は、当該補助対象団体は、当該申請に当該補助対象活動を含めることができるものとする。

2 平成22年度の第11条に規定する申請期間は、同条の表中「4月1日から30日まで」とあるのは「6月1日から6月30日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。